

平成 22 年度 予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
8	消費生活安全事業(消費者行政推進事業)			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	2	1	11	市民局 市民部 消費生活総合センター
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード	6206	事業名	消費生活安全事業
根拠法令等	さいたま市消費生活条例及び同施行規則 消費者基本法第4条、第17条第2項、第19条第1項及び24条			
予算要求事業の概要				
内容	消費者教育・啓発事業の充実を図るため、講座用教材の作成及び機器の整備等を行うとともに、消費者意識の高騰を図るため消費者団体との協働事業を行います。また、消費生活相談のサービス向上を図るため相談体制の強化を行い「日曜電話相談」を開始します。さらに、多重債務者問題について庁内が連携して解決を図ります。			
目的・目標	<p><目的> 「さいたま市消費生活基本計画」に基づき、消費生活相談体制を強化するとともに、消費生活の未然防止・拡大防止のため消費生活出前講座などの消費者教育・啓発を充実し、消費生活における市民の安心・安全の確保を目的としています。</p> <p><目標(平成25年度末)> 1 消費生活講座の開催数 85回 2 1のうち学校での開催数 10回</p>			
現状と課題	<p><現状(平成21年度末見込み)> 1 消費生活講座の開催数 69回 2 1のうち学校での開催数 3回</p> <p><課題> 1 多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、消費生活相談員の一層の資質の向上及び相談機能の強化を図る必要があります。 2 学校における消費者教育は、対象を学生のみではなく保護者等にも拡大して充実させる必要があります。</p>			
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 出前講座用教材の作成 消費者団体との協働事業の開催 日曜電話相談の開始 多重債務者対策の市民周知及び職員啓発(チラシ等の作成、職員研修会の開催) 平成23年度 出前講座用教材の作成 啓発冊子の全戸配布 平成24年度 消費生活相談体制の整備、消費者教育・啓発事業の整備 平成25年度 消費生活相談体制の整備、消費者教育・啓発事業の整備 			

2 予算要求の内容と査定結果

(単位：千円)

区分	金額	備考	
平成21年度	当初予算	17,539	<積算内訳> 1 相談体制の強化、消費者教育・啓発活動の充実 17,539 [主な内容] (1)消費生活相談体制の強化(弁護士や警察との協力体制の構築、相談時間の延長、相談日の拡充) (2)高齢者と障害者における消費者被害未然防止のための支援 (3)学校における消費者教育の充実
	財源内訳	17,035 504	① 国庫支出金 ② 一般財源
平成22年度	当初予算要求	24,457	<積算内訳> 1 センター機能の強化、啓発事業等 21,139 [主な内容] (1)講座用教材の作成及び機器の整備 (2)消費者団体との協働事業(パネルディスカッション及びワークショップ等)の開催 2 日曜電話相談の開始【新規】 2,982 3 多重債務者問題対策【新規】 336
	財源内訳	14,647 48 9,762	<要求理由> 埼玉県消費者行政活性化補助金を活用して、センター機能、相談体制、啓発事業や教材、消費者教育等について強化を図るものです。
	財政局長査定	15,202	<査定内容> 1 センター機能の強化、啓発事業等 11,995 [主な内容] (1)講座用教材の作成及び機器の整備 (2)消費者団体との協働事業(パネルディスカッション及びワークショップ等)の開催 2 日曜電話相談の開始【新規】 2,982 3 多重債務者問題対策【新規】 225
平成22年度	財源内訳	14,174 14 1,014	<査定理由> 相談員報酬の増額については、人件費抑制の観点から予算化を見送りました。
	市長査定	15,202	<査定内容> 同上
平成22年度	財源内訳	14,174 14 1,014	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。